

○国土交通省告示第千五百四十七号

鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）第九十条第二項の規定に基づき、施設及び車両の定期検査に関する告示の特例に関する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

施設及び車両の定期検査に関する告示の特例に関する告示

鉄道に関する技術上の基準を定める省令第九十条第一項の規定に基づく定期検査のうち、令和三年東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に伴う深夜輸送（通常時の終電終了後の輸送をいう。）を行う路線に属する施設又は当該輸送により検査計画の調整が必要な施設であつて、施設及び車両の定期検査に関する告示（平成十三年国土交通省告示千七百八十六号）による基準期間経過月日又は検査基準日から起算して、適切な期間を経過した日の属する月（当該期間が一年未満の施設にあつては、当該期間を経過した日。）が令和三年七月から同年九月までの施設については、同告示第二条から第四条の規定にかかわらず、同告示表中の「許容期間」及び「第一項の表に掲げる許容期間に準じた期間」について、「一月」とあるのは「一月（前二月）」と、「三十日」とあるのは「三十日（前六十日）」と、「十四日」とあるのは「十四日（前二十八日）」と読み替えるものとする。この場合において、施設及び車両の定期検査に関する告示第二条から第四条の規定に基づ

く最長の検査の間隔は超えないものとする。

附 則

この告示は、令和二年十二月二十二日から施行する。